

平成 21 年 12 月 22 日  
株式会社東京証券取引所グループ

## 定例記者会見資料

1. 新規上場銘柄の初値の決定方法等に関する特例措置の導入について
2. 「上場制度整備の実行計画 2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正について
3. ETF 関連資料

以 上

# 新規上場銘柄の初値の決定方法等に関する特例措置の導入について

平成 21 年 12 月 22 日

株式会社東京証券取引所

## I 趣旨

当取引所への株券の新規上場においては、組織変更による株式会社化等を伴う特殊な形態での上場も想定されます。

これらの特徴としては、例えば、新規上場会社の契約者に対する株式の割当てなどにより、上場時の株主構成についてこれまで株式投資の経験のない投資者が多く含まれるなど、その属性も多岐にわたる可能性があることが挙げられます。

また、通常の新規上場銘柄と比較して上場時の株主数が著しく多大であることから、新規上場日の注文件数が急増することにより、取引参加者等の事務処理やシステム処理の観点から、一部の投資者への気配情報の伝達や約定結果の連絡の遅延等が発生し、投資者間で大きな情報格差が生じることとなり、投資者に混乱が生じることが考えられます。

以上の状況を踏まえ、組織変更による株式会社化等を伴う特殊な形態での上場の場合など、株主構成が通常の新規上場銘柄と異なり、かつ、株主数が著しく多大である新規上場銘柄の上場後最初の約定値段（以下「初値」といいます。）の決定については、大量の需給を一括集中して均衡点を求める措置として、当取引所が定める一時点において初値を決定し、その時点で売買立会を終了することとするよう、初値の決定方法等に関する特例措置を導入することとします。

## II 概要

項目	内 容	備 考
1. 対象銘柄	<ul style="list-style-type: none"><li>株式の保有状況が通常の新規上場銘柄と著しく異なり、当取引所が必要であると認める直接上場銘柄（内国株券に限る。）を対象とします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>上場時の株主数が 50 万人以上となる見込みがあること、組織変更による株式会社化を伴う上場であること等を勘案して判断します。</li></ul>

項目	内 容	備 考
<p>2. 売買立会時及び初値の決定方法等</p> <p>(1) 売買立会時及び初値の決定方法</p> <p>(2) 呼値の制限値幅の適用</p> <p>(3) 新規上場日に売買が成立しなかった場合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所が事前に定める時間に、いわゆる板寄せ方式で初値（約定が成立しない場合には特別気配表示値段等）を決定し、直ちに売買立会を終了します。</li> <li>初値（約定が成立しない場合には特別気配表示値段等）を決定するまで、特別気配の表示及び更新は行わないこととします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場日においては、公開価格を基準として呼値の制限値幅を適用します。</li> <li>制限値段は、公開価格に100分の230を乗じて算出した値を上限と、公開価格に100分の75を乗じて算出した値を下限とします（算出した値については、呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとします。）。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場日に売買が成立しなかった場合には、翌日以降も、前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の特別気配表示値段等を基準として、初値が決定する日まで当該新規上場日と同様の方法で売買を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>注文受付の開始については、通常の株券と同様とします。</li> <li>「当取引所が事前に定める時間」は、午後0時30分から午後3時までの間において定めることとします。</li> <li>初値決定日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）以降は、通常の株券と同様の方法で売買を行います。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、公開価格が1,000円の場合、呼値の上限価格は2,300円、下限価格は750円となります。</li> <li>制限値段におけるいわゆるストップ配分は行わないこととします。</li> <li>新規上場日に売買が成立せず、当取引所が必要と認める場合には、初値決定日までの売買に関する規制措置（①買付顧客から買付代金（現金）の即日徴収、②取引参加者の自己計算による買付けの禁止、③成行買呼値の禁止）を行うこととします。</li> </ul>

項目	内 容	備 考
3. その他  (1) 気配情報の公表 (2) T o S T N e T 市場における売買 (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気配情報(値段及び数量)の公表は通常の株券と同様に行います。</li> <li>・ 売買立会による売買において初値が決定されるまで、T o S T N e T 市場における売買は行わないこととします。</li> <li>・ その他所要の改正を行うものとします。</li> </ul>	

### III 実施時期（予定）

平成 22 年 3 月を目途に実施します。

以 上

「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」  
に基づく業務規程等の一部改正について

平成21年12月22日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、本年12月30日から施行します。

今回の改正は、本年9月に公表した「上場制度整備の実行計画2009」に基づき、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備の一環として、一般株主保護のため、上場内国株券の発行者に対して1名以上の独立役員の確保を求めるものとするほか、近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直しの観点から、上場会社による会社情報の適時開示の際に最低限求められる開示事項を明確化するなど、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

改正概要

1. コーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備

(1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重

- 上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。

(2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実

- 上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。

(3) 独立役員

独立役員の確保

- 上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれ

（備 考）

- 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第445条の2

- 有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第211条第6項第2号、第226条第6項第2号

- 規程第436条の2

のない社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとします。

- 上場内国株券の発行者は、独立役員に関して記載した「独立役員届出書」を当取引所に提出することとし、当該届出書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。また、当該届出書の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生ずる日の2週間前までに変更内容を反映した当該届出書を当取引所に提出するものとします。

#### 独立役員の開示

- 上場内国株券の発行者は、独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、以下のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。)を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。
  - a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)
  - b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
  - c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)
  - d 当該会社の主要株主
  - e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
    - (a) aから前dまでに掲げる者
    - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

・施行規則第211第6項第5号、第226第6項第5号

## 2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し

### (1) 適時開示において最低限求められる開示事項の明確化

・施行規則第402条の2等

- 上場会社は、会社情報の適時開示に際して、原則として、以下に掲げる内容を開示するものとします。

- a 決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯
- b 決定事実又は発生事実の概要
- c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
- d その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

(2) 非上場の親会社等に係る開示の整理

- 非上場親会社等の情報の開示に係る規定を削除するとともに、支配株主等に関する事項の開示に係る規定において、上場会社は、非上場の親会社等を有している場合において、当該非上場の親会社等の決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示しなければならない旨を追加するものとします。

(3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示

- 上場会社は、内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとします。

・改正前規程第406条、規程  
第411条第2項

・規程第402条第1号am

### 3. その他

(1) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

- 上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。
- 上場内国会社は、事業年度経過後3ヶ月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合には、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならないものとします。

・規程第451条

・規程第409条の2

( 2 ) 新株予約権証券の上場基準の緩和

- ・ 新株予約権 1 個の目的である株式が上場株券等 1 株に係るものであることとする上場基準を削除するものとします。

・ 改正前施行規則第 306 条  
第 1 項第 4 号等

( 3 ) その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

施行日（予定）

- ・ 平成 21 年 12 月 30 日から施行します。
- ・ 施行日において現に上場されている株券等の発行者は、自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成 22 年 3 月 31 日までに当取引所に提出するものとします。
- ・ 1.(3) の独立役員の確保に関する規定については、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用するものとします。ただし、企業行動規範違反に対する実効性確保手段は、原則として平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用するものとします。
- ・ 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、平成 22 年 3 月 31 日までに当取引所に独立役員届出書を提出するものとします。
- ・ 上場内国株券の発行者は、独立役員の確保の状況についての内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとします。
- ・ 2.(3) の内部統制報告書の提出に係る適時開示に関する規定については、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用するものとします。
- ・ 3.(1) の会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備に関する規定のうち、公益財団法人財務会計基準機構への加入状況に関する開示については、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用するものとします。

以 上

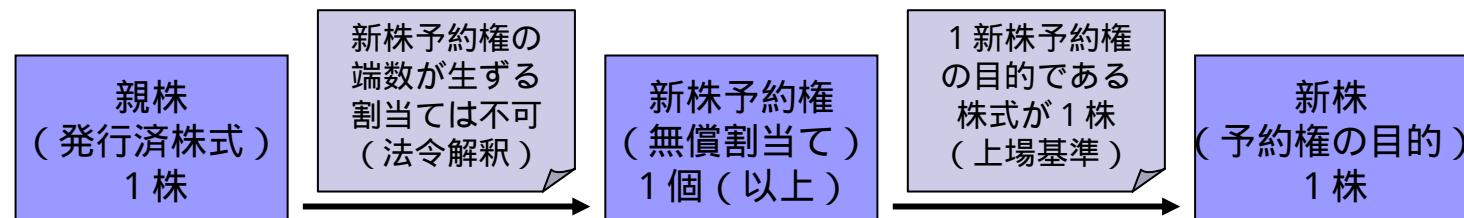
# (参考)有価証券上場規程施行規則の改正点

- 新株予約権証券の上場制度
  - 東証では、会社法の制定時に「新株予約権証券の上場制度」を導入済み（旧商法の下での「新株引受権証書の上場制度」を承継したもの）。
    - 新株予約権が上場株券等を目的とするものであること、新株予約権の無償割当てにより発行されるものであること、行使期間満了の日が割当基準日後2ヶ月以内に到来すること、新株予約権1個の目的である株式が上場株券等1株に係るものであること、分布が著しく悪いものないこと、及び保振の取扱い対象であることなどの、上場基準を充たすことが必要。

## ■ 発行条件の柔軟性の向上のための有価証券上場規程施行規則の一部改正

### 【論点】

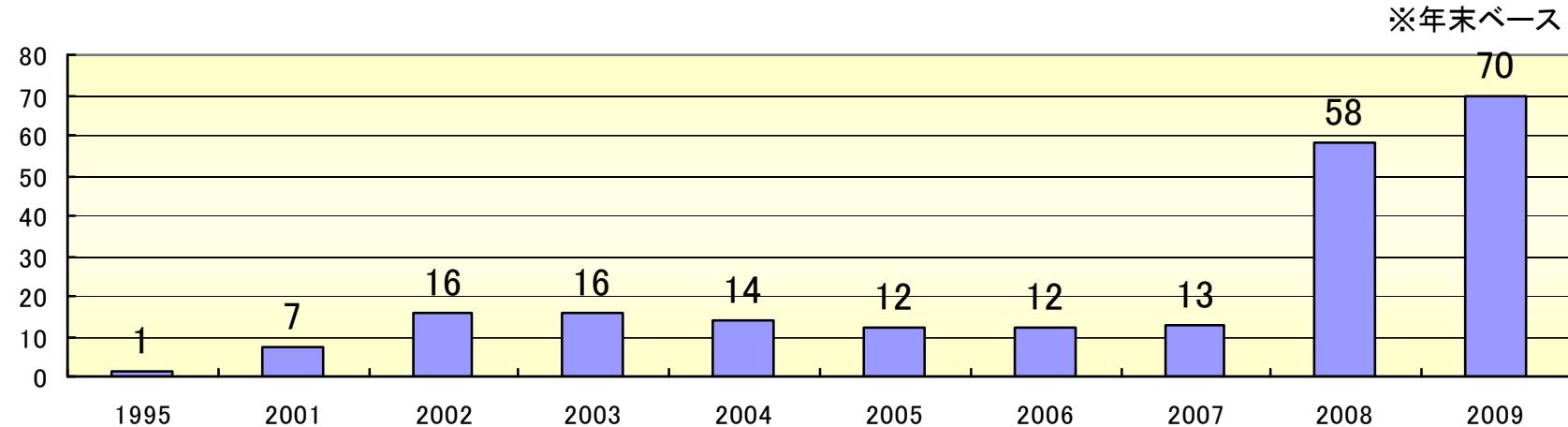
- 法務省は、会社法上、端数が生ずる新株予約権の割当てが予定されていないとしており、新株予約権1個の目的となる株式の数を1株に制限する上場基準を維持し続けると、発行済株式数の整数倍の株式を発行するスキームとしなければならない。



### 【改正点】

- 「新株予約権1個の目的である株式が上場株券等1株に係るものであること」とする上場基準を削除し、柔軟な発行条件の設定を可能とする。あわせて、業務規程その他の関連規定についても所要の改正を行う。

# ETF上場銘柄数の推移(東証)



## 投資対象別ETF上場銘柄数

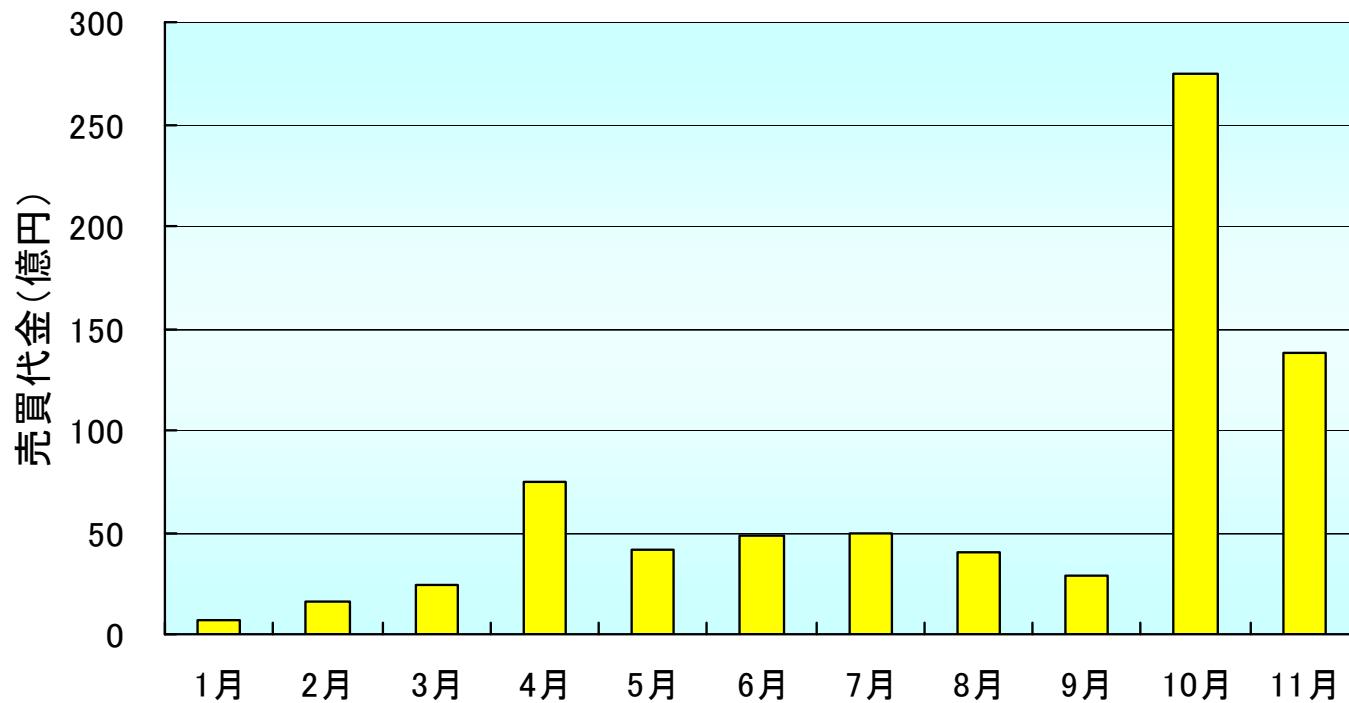
	1995	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本株	1	7	16	16	14	12	12	12	51	54
外国株	—	—	—	—	—	—	—	1	3	5
外国債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
不動産	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
商品	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7
合計	1	7	16	16	14	12	12	13	58	70



## 今年上場したETF一覧

投資対象	昨年までに上場したETF	今年上場したETF
日本株ETF	<ul style="list-style-type: none"><li>・TOPIX</li><li>・日経平均株価</li><li>・規模別(超大型・大型・中型・小型)</li><li>・業種別(電気機器・銀行業 等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境関連株 (4月28日上場、日興AM)</li><li>・三菱系企業群 (7月17日上場、三菱UFJ投信)</li><li>・TOPIX (5月15日上場、三菱UFJ投信)</li></ul>
外国株ETF	<ul style="list-style-type: none"><li>・韓国株</li><li>・中国株</li><li>・ブラジル株</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・インド株 (11月26日上場、野村AM)</li><li>・米国株(NYダウ) (12月10日上場、シンプレクスAM)</li></ul>
外国債券ETF	なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・アジア債券 (6月19日上場、ステート・ストリート)</li><li>・先進国債券 (9月30日上場、日興AM)</li></ul>
不動産 ETF	・J-REIT	なし
商品ETF	<ul style="list-style-type: none"><li>・金</li><li>・商品指数</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・金、銀、白金、パラジウム、貴金属バスケット (8月24日上場、ETFセキュリティーズ)</li></ul>

## 外国株ETFの売買代金推移

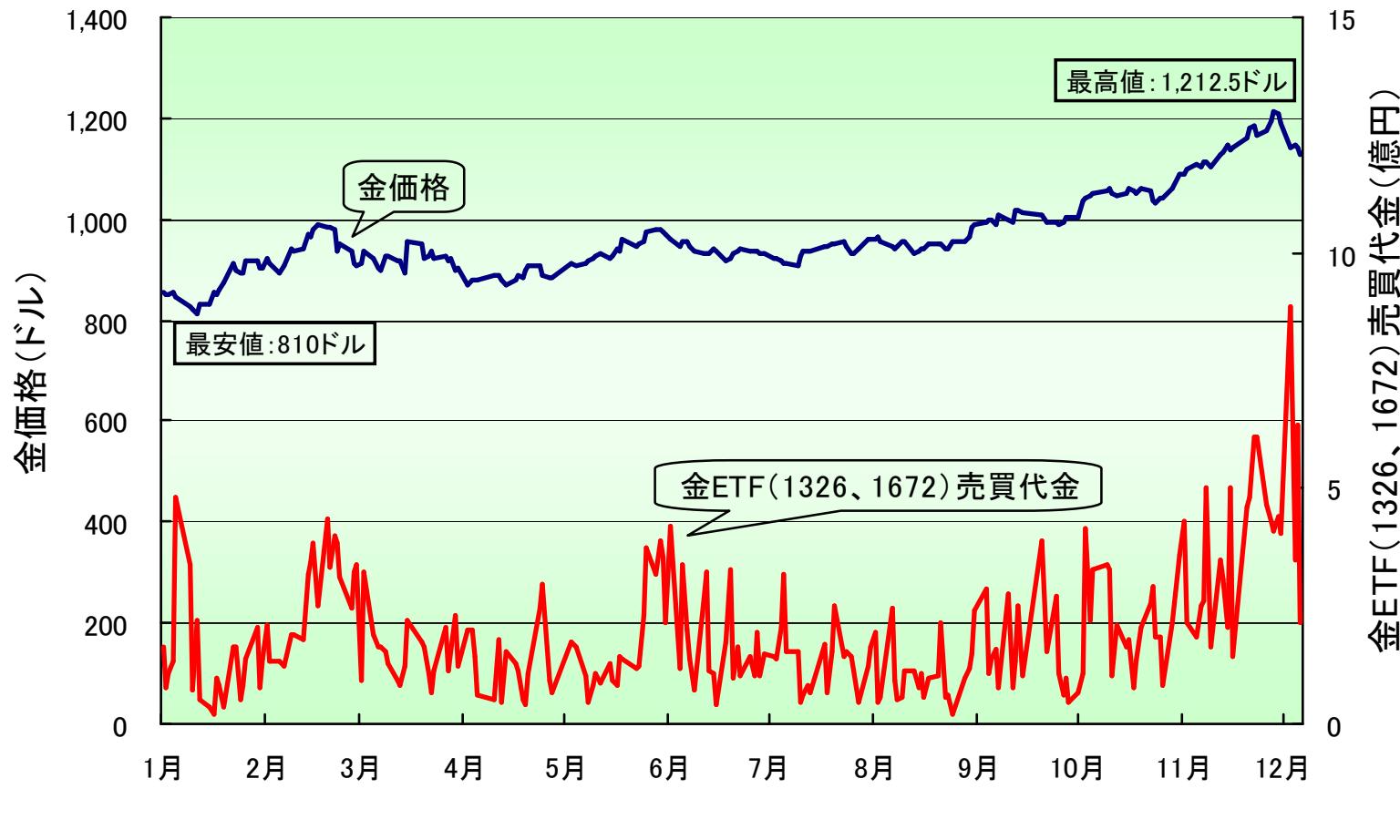


単位: 億円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
外国株ETF	6.3	15.9	24.4	75.0	41.8	48.8	49.7	39.8	28.7	274.2	137.5
中国株ETF	2.6	12.9	20.4	59.5	32.0	26.4	34.3	29.8	17.7	18.2	21.7
ブラジル株ETF	3.2	2.7	3.8	15.2	9.3	21.9	15.1	9.7	10.7	255.6	108.3

※ ToSTNeT取引を含む

## 金ETFの売買代金推移 (SPDRゴールド(1326)及びETFS金(1672)の合計)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
金ETF合計	25.1	47.4	35.7	27.5	25.1	45.6	30.8	21.4	31.9	40.1	67.5	

※ ToSTNeT取引を含む



## 11月売買代金ランキング

	銘柄コード	名称	売買代金(億円)
1	1330	上場インデックスファンド225	396.0
2	1306	TOPIX連動型上場投資信託	341.8
3	1325	NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信	108.3
4	1308	上場インデックスファンドTOPIX	88.4
5	1326	SPDRゴールド・シェア	66.7
6	1615	東証銀行業株価指数連動型上場投資信託	48.9
7	1305	大和上場投信－TOPIX	36.1
8	1322	上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300	21.7
9	1343	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	13.1
10	1348	MAXIS トピックス上場投信	12.3

※ ToSTNeT取引を含む

## 投資部門別ETF売買状況(売買代金ベース)

